

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

明和町地域包括支援センター

電話（０２７６）８４－３１１１

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

この重要事項説明書は、明和町指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年明和町条例第17号）と、明和町介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成28年明和町告示第12号）の規定（以下「基準等」という。）に基づき、契約者と明和町地域包括支援センターが、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのご契約を結ぶにあたり、提供されるサービスの内容でご注意いただきたいものです。

なお、センターの概要を含め担当者が以下のとおり説明いたしますので、不明な点があればご遠慮なくご質問をお願いいたします。

1 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	明和町地域包括支援センター
介護予防支援事業所番号	1003100029
住 所	明和町新里250番地1
電 話	0276-84-3111
サービス提供地域	明和町内

(2) 職員体制

職 名	人数	氏 名
管理者	1名	高瀬 磨
保健師	1名	佐藤 美穂
社会福祉士	1名	中島 一佳
主任介護支援専門員	1名	高木 愛子・小野 千絵

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	月～金曜日：午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者が、介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等ができるよう、介護予防サービス計画の作成等を行います。

(2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。また、介護保険等関連情報その他必要な情報を適切に活用し、利用者又は家族に対して適宜説明を行います。
- ④ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の人権の擁護及び虐待防止のための体制を整備し、利用者の権利が確保できるよう努めます。

(3) その他

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を、支援業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者に委託することがあります。

3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費用

介護予防・介護予防ケアマネジメントにおける計画・支援に係る費用は、全額保険給付されるため、利用者の負担はありません。

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

(1) 基本的取扱方針

- ① 利用者の介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ② 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう目標志向型の計画を策定します。

(2) 具体的取扱方針

- ① 介護予防サービス計画の作成にあたり、(ア)運動及び移動、(イ)家庭生活を含む日常生活、(ウ)社会参加・対人関係・コミュニケーション、(エ)健康管理の4つの領域ごとに支援すべき総合的な課題を把握します。
- ② 課題の把握は、居宅を訪問し、本人・家族に面接して行います。
- ③ 課題の把握等を基に、介護予防サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護予防サービス計画を新規に作成する場合等には、サービス事業所の担当者を招集又はテレビ電話を活用して会議の開催等により、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの原案の内容について専門的な意見を求めます。
- ⑤ 原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を求め、当該計画を交付します。

- ⑥ 介護予防サービス事業者等に対し、指定介護予防サービス等の基準に位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者に関する報告を少なくとも1月に1回聴取します。
- ⑦ 計画作成後、実施状況の把握（モニタリング等）を行い、計画の変更等、便宜の提供を行います。
- ⑧ 計画に位置づけた期間が終了するときは、設定した目標の達成状況について評価を行います。
- ⑨ モニタリングは、次のとおり行います。
 - ア 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントAに関しては、担当者が3か月に1回以上自宅を訪問し、本人や家族の方からのお話を伺います。なお、事前の担当者会議等において関係者の合意があった場合に限り、テレビ電話装置等を活用し本人や家族の方からのお話を伺います。
 - イ サービス提供開始月、評価期間終了月、利用者の状況に著しい変化があったときは自宅を訪問し健康状態や生活状況などのお話を伺います。
 - ウ 自宅を訪問しない月は、通所リハビリ事業所を利用している時に訪問したり、または電話等によりお話を伺い、その結果を記録します。
 - エ 介護予防ケアマネジメントBに関しては、状況に応じて適宜、担当者が自宅を訪問し、本人や家族からのお話を伺います。
 - オ 介護予防ケアマネジメントCに関しては、必要時に応じて担当者が本人・家族からのお話を伺います。
- ⑩ 利用者が介護予防支援サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、計画書を変更します。
- ⑪ 利用者が居宅での生活が困難となったと認める場合等には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑫ 利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する際に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能居宅介護に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。
- ⑬ 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを希望される場合などには、利用者の同意を得て、主治の医師・歯科医師の意見を求め、その指示がある場合に限り介護予防サービス計画に位置づけます。
- ⑭ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置づける場合には、原則として、その利用日数が要支援認定期間の概ね半数を越えない期間とします。
- ⑮ 介護予防福祉用具貸与を介護予防サービス計画に位置づける場合は、貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証します。
- ⑯ 特定介護予防福祉用具販売を介護予防サービス計画に位置づける場合には、その必要な理由を記載します。
- ⑰ 被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、その内容に沿って介

護予防サービス計画を作成します。

⑱ 利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と利用者に関する情報を提供するなど、必要な連携を図ります。

⑲ 介護予防・生活支援サービス事業を利用する対象者に関しては、本人に合わせたサービスを利用し、地域との関わりを持ち続けられるように支援・必要な連携を図ります。

5 事故発生時の対応

当事業所は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり事故が発生した場合には、事故にあわれた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じ、速やかに利用者のご家族、関連機関等への連絡をします。

また、賠償するような事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応します。

6 個人情報の管理と秘密の保持

当事業所は、事業実施にあたり利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定、要支援認定に関わる調査内容、基本チェックリストの内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書及び利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で提供いたします。なお、業務上知り得た利用者やご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

7 苦情処理の体制

(1) 当事業所を利用され、職員の対応や業務内容、各種サービス事業者への苦情等がありましたら、当事業所に相談窓口がありますのでご利用ください。

〈苦情相談窓口〉

明和町地域包括支援センター
管理者：高瀬 磨 電話： 0276-84-3111 (内線151)
群馬県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課 苦情相談係
前橋市元総社町335-8 電話：027-290-1323

※ 国保連は、介護保険法に位置づけられた苦情処理機関です。

8 虐待防止への対応

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、職員に対して研修を実施します。また、介護負担の軽減が図れるよう相談に対応し、成年後見人制度の活用を行うなど必要な措置を講じるとともに、虐待に関する責任者として地域包括支援センターの管理者がこれにあたります。サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる事案を発見した際は、速やかにこれを町に報告します。

9 非常災害対策

当事業所は、必要な介護予防支援・介護予防サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、自然災害並びに新興感染症に対処するため、事業継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練を年に1回以上実施します。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント提供開始にあたり、本書に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明者 明和町地域包括支援センター

保健師・主任介護支援専門員・介護支援専門員・社会福祉士

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて上記の者から重要事項の説明を受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印